【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年４月６日
【会社名】	明治機械株式会社
【英訳名】	Meiji Machine Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　　中尾　俊哉
【本店の所在の場所】	東京都千代田区神田多町二丁目２番地22
【電話番号】	０３－５２９５－３５１１（代表）
【事務連絡者氏名】	経営管理部次長　　高工　弘
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区神田多町二丁目２番地22
【電話番号】	０３－５２９５－３５１１（代表）
【事務連絡者氏名】	経営管理部次長　　高工　弘
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

1【提出理由】

当社及び当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生いたしましたので、金融商品取引法第24条の５第４項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第12号及び第19号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

１．当該事象の発生年月日

2020年３月31日

２．当該事象の内容

(1)特別損失（投資有価証券評価損）の計上について

新型コロナウィルスの世界的な感染拡大を受け、世界及び日本の株式市場が大きく急落する中、当社の保有する「その他有価証券」に区分される投資有価証券のうち、時価が著しく下落し、その急速な回復が見込めないことから2020年３月期第４四半期会計期間の個別決算及び連結決算において、減損処理による投資有価証券評価損を特別損失として計上する必要性が生じたものであります。

(2)繰延税金資産の取り崩しについて

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」に基づき、当社が計上しております繰延税金資産の回収可能性にについて慎重に検討した結果、2020年３月期第４四半期会計期間の個別決算及び連結決算において、繰延税金資産を取り崩し、法人税等調整額に計上することといたしました。

３．当該事象の損益及び連結損益に与える影響額

当該事象の発生により、2020年３月期第４四半期会計期間の個別決算及び連結決算において、投資有価証券評価損271百万円、法人税等調整額24百万円をそれぞれ計上いたします。

以　上